

連結同族会社の連結留保金額に対する税額の計算等に関する明細書

連 結 事 業 年 度	・ ・	法人名
----------------------------	--------	-----

別表三の二 平十七・四・一以後終了連結事業年度分

前 期 末 の 自 己 資 本 比 率 の 計 算										
連結法人の前期末の総資産額の合計額		1	円	連結法人の前期末の自己資本額の合計額 (2) + (前期末連結個別資本積立金額等の合計額) + (前期末連結個別利益積立金額等の合計額) + (前期末同族株主借入金等の合計額)		3	円			
連結法人の前期末の資本の金額 又は出資金額の合計額		2		連結法人の前期末の自己資本比率 $\frac{(3)}{(1)}$		4				
課 税 連 結 留 保 金 額 の 計 算										
当 期 連 結 留 保 金 額 の 計 算	連結留保所得金額 (別表四の二「46の②」)		5	円	連結所得金額仮計 (別表四の二「41の①」)		16	円		
	連結法人税額 (別表一の二(一)「4」+「5」+「7」 +「10の外書」-「11」-「43」)		6		分割前事業年度等の欠損金の損 金算入額 (別表四の二「8の①」)		17			
	各連結法人の住民税額の合計額 (別表三の二付表「8」の合計額)		7		受取配当等の益金不算入額 (別表八の二「12」から令第155条の24の 配当等の額に係る金額を除いた金額)		18			
	当期連結留保金額 (5) - (6) - (7)		8		法人税額の還付金等(過誤納及び中 間納付額に係る還付金を除く。) (別表四の二「26の①」)		19			
積 立 金 基 準 額 の 計 算	連結親法人の期末資本の金額又は 出資金額		9		新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探 鉱費の特別控除額 (別表三の二付表「24」の合計額)		20			
	同上の25%相当額		10		沖縄の認定法人の連結所得の特 別控除額 (別表三の二付表「25」の合計額)		21			
	期首連結利益積立金額 (別表五の二(一)「20の①」)		11		収用等の場合等の連結所得の特 別控除額(別表十の二「18」、「31」、 「34」及び「37」又は「44」)		22			
	期中 増 減		12		肉用牛の売却に係る連結所得の 特別控除額 (別表三の二付表「27」の合計額)		23			
	適格合併等により増加した 連結利益積立金額		13		特定子会社の子会社株式等の譲 渡利益相当額の損金算入額 (別表三の二付表「28」の合計額)		24			
	適格分割型分割等により減 少した連結利益積立金額		13		課税済留保金額の損金算入額 (別表三の二付表「29」の合計額)		25			
	期末連結利益積立金額 (11) + (12) - (13)		14		課税対象留保金額の益金算入額 (別表三の二付表「30」の合計額)		26			
	積立金基準額 (10) - (14)		15		連結所得等の金額 (16) + (17) + (18) + (19) + (20) + (21) + (22) + (23) + (24) + (25) - (26)		27			
					所得基準額 $(27) \times 35\%$		28			
					定 額 基 準 額 $1,500万円 \times \frac{1}{12}$		29			
				連結留保控除額 (15)、(28)と(29)のうち多い金額)		30				
				課税連結留保金額 (8) - (30)		31	000			
連 結 留 保 金 額 に 対 す る 税 額 の 計 算										
課税連結留保金額					税 額					
年3,000万円相当額以下の金額 (31)又は(3,000万円 $\times \frac{1}{12}$)のいずれか 少ない金額)		32	円	000		(32)の10%相当額		36	円	
年3,000万円相当額を超え年1億円相当 額以下の金額((31)-(32)又は(1億円 $\times \frac{1}{12}$ -(32))のいずれか少ない金額)		33	000			(33)の15%相当額		37		
年1億円相当額を超える金額 (31) - (32) - (33)		34	000			(34)の20%相当額		38		
計 (31) (32) + (33) + (34)		35	000			計 (36) + (37) + (38)		39		

別表三の二の記載の仕方

- 1 この明細書は、同族会社に該当する連結親法人が法第81条の13（連結同族会社の特別税率）の規定の適用を受ける場合又は措置法第68条の109第2項（連結親法人である中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用）に規定する連結親法人が同項の規定の適用を受ける場合に記載します。
 - 2 「課税連結留保金額の計算」及び「連結留保金額に対する税額の計算」の各欄については、措置法第68条の109第2項に規定する連結親法人が同項の規定の適用を受ける場合には記載を要しないものとし、「前期末の自己資本比率の計算」の各欄については、当該連結親法人以外の連結親法人は記載を要しません。
 - 3 「連結法人税額6」の金額がマイナスとなる場合には、0と記載します。
 - 4 「積立金基準額15」の金額がマイナスとなる場合には、0と記載します。
- なお、「期末連結利益積立金額14」の金額がマイナス（△）である場合には、「同上の25%相当額10」の金額とそのマイナスの金額との差額に相当する金額を記載します。
- 5 「定額基準額（ $1,500万円 \times \frac{1}{12}$ ）29」の「 $\frac{1}{12}$ 」の分子には、当期の月数（暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。）を記載します。
 - 6 「課税連結留保金額」の「32」及び「33」の各欄中、「 $\frac{1}{12}$ 」の分子には、当期の月数（暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。）を記載します。
 - 7 「年3,000万円相当額を超え年1億円相当額以下の金額³³（ $(31) - (32)$ ）又は（ $1億円 \times \frac{1}{12} - (32)$ ）のいずれか少ない金額」の金額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた金額を記載しますが、その端数が「課税連結留保金額31」で切り捨てた1,000円未満の端数より多いときは、その端数を切り上げた金額を記載します。